



△道路行政に關係ある法律

命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の

知らざるべきであること

は凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す

るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

法 令

○國道線變更ノ件

内務省告示第百十二號

國道二號路線中其ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第二十
八號二號路線經過地ノ表示中「神戸市（御幸橋大開通經由）」トア
ルヲ「神戸市（葺合北本町通同小野柄通、大開通經由）」ニ改ム

昭和三年五月四日

内務大臣 鈴木喜三郎

内務省告示第百十三號

國道三十八號路線中其ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第

二十八號三十八號路線經過地ノ表示中「二號路線（神戸市元町一
丁目ニ於テ分歧）（神戸市西町通經由）」トアルヲ「二號路線（神
戸市神戸加納町六丁目ニ於テ分歧）」ニ改ム

昭和三年五月四日

内務大臣 鈴木喜三郎

質 疑 應 答

問 耕地整理法第四十三條に依り國有に屬する道路敷地を
區劃整理地區に編入の許可を與ふる主務官廳御指示を乞ふ
(京都市役所の一員)

答 國有地を耕地整理地區に編入する場合に於て主務官廳の認許
を受くべきことを規定したのは、編入した國有地が耕地整理施行
の爲に廢止變更さるゝことを豫想した結果である。從つて都市計
畫事業として執行する土地區劃整理に耕地整理法を準用した爲に
土地區劃整理に就ても右に述ぶる編入許可を必要とするのである
が、廢止變更を前提として必要を生じた許可であるから質問の如
き國有道路に在りては其の道路を廢止變更する權限を有する道路
管理者の許可を受くべきは當然である、或は國有道路敷地と雖國
有財產に外ならないから國有財產法の支配を受け、其の許可は主
務大臣又は其の委任を受けた地方長官の權限に屬するものと解す
る説が無いではない、併しながら右許可を必要とした理由に鑑み
ても亦道路法第六十二條の規定が國有財產法の特別規定である性
質を有することに徴しても論者の説は正當でない（田中幹事）